

大川広域行政組合職員の修学部分休業に関する規則

〔平成20年 3月21日〕
規則 第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合職員の修学部分休業に関する条例（平成17年大川広域行政組合条例第9号。以下「条例」という。）第3条第1項及び第5条の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認の申請手続)

第2条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業承認（取消）申請書（様式第1号）により、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに（当該修学部分休業に係る修学の許可を受けることとなる日が当該修学部分休業を始めようとする日の1月前の日後となる場合にあっては、当該許可を受けた日後、速やかに）行うものとする。

2 任命権者は、修学部分休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(修学部分休業の承認の取消しの申請手続)

第3条 修学部分休業の承認を受けている職員は、任命権者に対して、修学部分休業承認（取消）申請書により、当該修学部分休業の承認の取消しを申請することができる。

(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)

第4条 条例第3条第1項の規定により給与を減額する場合においては、給与の減額の基礎となる勤務しない時間数は、給料の計算期間となる月の1日から末日まで（以下「給与期間」という。）の全時間数によって計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数を1時間とする。

2 条例第3条第1項の規定により給与を減額する場合においては、その給与期間における減額すべき給与の額は、その給与期間の給料等（給料及び同項に規定する管理職手当をいう。以下同じ。）の額に対応する額をそれぞれ次の給与期間以降の給料等の額から差し引くものとする。ただし、減額すべき給与の額がその給与期間の給料等から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

3 条例第3条第1項の規定により勤務しない1時間につき減すべき額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(修学状況に変更があった場合の届出)

第5条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 修学部分休業の承認に係る教育施設における修学をとりやめた場合
- (2) 修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、又は停学にされた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、承認を受けた修学部分休業の状況に変更があった場合

2 前項の規定による届出は、修学状況変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（報告）

第6条 任命権者は、必要があると認めるときは、修学部分休業をしている職員に対し、修学の状況に関し報告を求めることができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条、第3条関係）

（表）

修学部分休業承認（取消）申請書						
任命権者 殿					年 月 日	
				所 属		
				職氏名	㊟	
次のとおり修学部分休業の承認取消を申請します。						
1 教育施設名			2 通学時間 (職場～教育施設)			
3 修学内容等						
4 申請期間	年 月 日から		年 月 日まで			
5 休業時間	年 月 日から		年 月 日まで			
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	年 月 日から		年 月 日まで			
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	年 月 日から		年 月 日まで			
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	年 月 日から		年 月 日まで			
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	6 備考					

注) 1 この申請書には、修学部分休業に係る修学の許可を受けたことを証する書類を添付すること。

2 「3 修学内容等」欄には、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているかを記入すること。

3 「5 休業時間」欄には、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。

4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」欄に記入すること。

5 修学部分休業を承認された職員が、承認された当該修学部分休業の全部又は一部を取り消す場合においては、当該修学部分休業の日及び時間等について裏面に記入すること。

(裏)

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	申請者印	任命権者印	備考
	午前	午後				
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
年 月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

